

諮問第 5 号

「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」に対する答申

平成 26 年 3 月 5 日に諮問のあった本件に対する本市議会の答申意見は、次のとおりである。

記

本件審査請求は、法定の期間経過後になされたものである。

したがって、下水道使用料の徴収処分に対する審査請求については、却下すべきである。

以上答申する。

平成 26 年 3 月 25 日

青森市議会議長 丸 野 達 夫

青森市長 鹿 内 博 様